



戦後教育改革の試論的分析：教員 処分 の視点から

その他のタイトル	An Analysis on Educational Reform of Post World War II in Japan : From the Viewpoint of "Teacher Dismissal"
著者	岡村 達雄, 元井 一郎, 林 公一, 原沢 公子
雑誌名	教育科学セミナー
巻	19
ページ	32-46
発行年	1987-12-10
URL	http://hdl.handle.net/10112/00019505

戦後教育改革の試論的分析

— 教員〈処分〉の視点から —

岡 村 達 雄
元 井 一 郎
林 公 一
原 沢 公 子

はじめに

本稿は、戦後日本の教育改革をとらえなおしていくためのひとつの試論である。

戦後教育改革をどのようにとらえるか、それは今日までの主要な争論的テーマである。依然として、〈民主化—逆コース〉史観は支配的な戦後史観である。しかし、被占領期における教育改革の実証的研究をとおして、今日とらえなおしが行われてきた。そこにおいて、改革主体をどのようにみるか、それをめぐる論議も継続中である。しかし、いずれにしても、戦後教育改革は重要なテーマであることにはかわりはない。

最終答申を経て臨教審による教育改革は、〈生涯学習体系への移行〉を掲げて展開されつつある。この事態を端的に言えば、〈教育改革という名の教育支配〉と特徴づけることができる。この観点からすれば、戦後教育改革もまた〈教育改革という名の教育支配〉ではなかったのかということができる。

周知の〈民主化—逆コース〉史観に対して、それとは異なる史観も批判的に提示されてきた。それらとの関連でいえば、戦後における近代的な公教育体制の成立は、被占領期に開始された

あたらしい教育支配の確立をめぐる利害対立、葛藤の観点から把握される必要がある。

以上のような課題意識のもとに、教員〈処分〉という観点から、戦後教育改革をとらえなおそうと試みたのが本稿である。

教員〈処分〉を分析の視点とした理由は、およそつぎのとおりである。第一に、〈処分〉は、国家権力による教育支配のためのもっとも強力な支配の〈切り口〉であり、権力意志がもっとも明瞭にあらわされるものだという点にある。第二に、被占領期における教職適格審査およびレッド・バージュは、教員〈処分〉による教育支配のありようを確実に論拠づけるものであったという点にある。

われわれは、とくに被占領期における教員〈処分〉について検討を加えることによって、戦後教育改革の過程が、「民主化」が同時に教育支配の新たな定式化の過程でもあったとみなすにいたった。第1章、第2章、第3章はそのような観点からの分析である。本稿は、戦後教育改革に限定したひとつの試論の域をでないものであるが、近代公教育における国家的支配の構造分析をめざす予備的作業でもある。

(岡 村)

第1章 戦後教育改革と教員 ＜処分＞の位相

(一) 問題の所在

戦後日本の公教育体制を確立した諸改革が実施されたのは、連合国による対日占領期であったことは周知の事実であろう。憲法—教育基本法体制と一般に呼称される戦後教育改革の基本的構造は、この時期、つまり被占領期に確立されたといえよう。この時期を具体的に規定するならば、1945年8月15日以降1952年4月28日のサンフランシスコ対日平和条約および日米安全保障条約発効までの期間である。この期間の政治状況は、連合国による間接統治を基本としつつ、その実体においてはアメリカ合衆国による単独占領に基づく対日占領政策の展開というものであった。したがって、この時期における諸改革に対してアメリカ合衆国の対日占領政策が決定的な方向性を与えたのである。このことは、戦後教育改革に関しても例外ではなかった。アメリカ合衆国の対日占領政策と戦後教育改革の連関構造については、優れた先行諸研究によって解明されてきたところである。⁽¹⁾

ところで、従来の戦後教育改革に関する教育史分析において、アメリカ合衆国の対日占領政策が転換される1949年前後で区分して捉える視点が肯定的に踏襲されている。「民主的」改革の進展と「反動的」政策の展開という二分法的な認識枠組がそれである。現代史研究において指摘されているように、1949年を画期としてアメリカ合衆国の対日占領政策は、明らかに転換されることになる。⁽²⁾明確な反共主義を背景とする対日占領政策の転換は、従来の認識枠組の正当性を一面において支えるものである。しかし、戦後公教育体制の歴史構造的な把握においては、戦後教育改革に対するこの認識枠組の論理では

十分でないように思う。特に、戦後公教育体制のもとでの権力支配の構造を捉える場合、戦後教育改革は、被占領期全体において検討される必要があると考える。つまり、憲法—教育基本法体制として確立された戦後公教育体制は、教育における権力支配の構造を、戦後教育改革の初期の段階から基底において所有し形成していたと捉える必要があるのではないだろうか。その意味から、われわれは、本稿において従来の戦後教育改革に関する歴史認識の枠組を留保して論をすすめようと思う。

さて、本稿では、戦後公教育体制における教育をめぐる権力支配の構造について、教員＜処分＞という視点から検討する。そして、教員＜処分＞の戦後的体制の確立・制度化の過程を、戦後教育改革の諸相の中に求めようと思う。そこには、戦後教育改革の過程において確立された教員＜処分＞の本質的構造が、現在にいたるまでの戦後の教員＜処分＞に一貫してみられる原基であるという、われわれの問題意識がある。そこで、われわれは、教員＜処分＞の問題を戦後教育改革期—被占領期における教育改革に限定して論究しようと思う。その際、教員＜処分＞について本稿では、教職「適格」・「不適格」に関わる問題を中心として論究していくつもりである。その理由としては、戦後公教育体制における教育の権力支配の構造を分析する手掛りとして、教員＜処分＞の基準である「適格」・「不適格」の問題は、適切であると考えられるからである。また、もちろん教員＜処分＞の問題を、上述したように戦後教育改革期に限定して検討するというわれわれの方法論は、多くの反論や疑問を生みだすことが予想される。しかしながら、われわれの問題意識からいえば、戦後教育改革は、単に「改革」というのではなく、ある意味において新たな教育支配の構築であったと考

えられる。その意味からいえば、教員〈処分〉という教育支配のひとつの契機は、戦後的な公教育支配の一環として戦後教育改革期にその雛形を形成したといえるのではないかと考える。

(二) 公教育における教員〈処分〉の構造

ところで、教員〈処分〉は、公教育体制においてどのような構造を有するのであろうか。この点について、本稿の問題と関わって少し論じておこう。

公教育体制は、国民国家の歴史的存在様式に規定されて実存すると捉えられる。とすれば、近代国民国家の成立以降教育はいかなる形態にせよ国家権力との間に顕在的かつ潜在的な権力関係を保持し、その関係構造の中に実存してきたのである。このことを教員をめぐる国家権力との関係構造から捉えるならば、教員が自己の意志を国家意志に従属させることによって、自己の権力性を保持しようという構造として理解できるのである。国家権力の側からこれを捉えるならば、国家権力は、こうした関係構造を維持・強化することを、あらゆる局面において試みる構造として理解できる。このような教員をめぐる関係構造の中において、われわれは、教員〈処分〉を捉えなければならない。つまり、教員〈処分〉とは、国家権力の最終的な権力意志の発動としての教員に対する決定である。この点、敷衍するならば、公教育の権力構造において教員は、一方で国家権力のエージェントとしての役割を期待される主体であり、他方では、国家的支配の対象であり客体なのである。こうした二面的矛盾的存在である教員を支配的秩序体制の内部に包摂し統合するところに、教員〈処分〉の本質的構造と機能があると指摘できるのである。

教員〈処分〉の構造をこのように理解するならば、戦後教育改革において実施された教職員改革は、その本質的構造において教育に対する新たな権力支配の確立であったことになる。それはまた、教員支配のための教員〈処分〉体制の構築でもあったといえるであろう。この点にわれわれが論究しようとする問題が存在するのである。

(三) 戦後教育改革における教員〈処分〉の論理と諸相

戦後教育改革の内実を教員〈処分〉という視点から検討していくならば、そこに戦後公教育体制全体を通底する教育支配の構造とその矛盾を見出すことができる。この点を以下で簡単に指摘しておこう。

戦後の教員〈処分〉構造の特徴は、その根幹において、戦後教育改革で確立された教員身分の二面的側面を継承している。それは、戦後教育改革過程における教員身分の確立に伴って形成された論理でもある。つまり、教員が一方において公務員と規定され、他方では一般公務員と区別される「特例」の職として規定されたということである。このことは、戦後における「教職管理の論理が『教職の特殊性』論であった」⁹⁾と指摘されているとおりである。こうした教職を特殊性として捉える論理は、教員〈処分〉における「教職不適格者」を決定する基準として機能することになった。また、現在にいたるまでの戦後公教育体制において、こうした論理は、教員に対してその職務の特殊性を強要し、それからの逸脱を阻止する機能を果たし続けたのである。さらにいえば、「教職の特殊性」論を基調とする戦後の教員法制－例えば、「教育公務員特例法」－は、戦後公教育体制における教員支配の構造の主要な論理でもある。

また、教員〈処分〉法制に関していえば、被占領期においてその根幹をなしたのは、「官吏分限令」と「官吏懲戒令」であった。周知のように、これらは、戦前の〈処分〉法令を改題することによって戦後の教員〈処分〉に適用するというものであった。そこには、教員支配における「戦前」と「戦後」の連続という論理が機能しているのである。被占領期における教員〈処分〉法制が、憲法体系と占領法規体系の矛盾構造において確立された結果であると指摘できないわけではない。しかし、それは単にそうした矛盾構造にのみ由来するのではなく、憲法－教育基本法体制における教員支配の論理の矛盾であったことを確認する必要があるのではなからうか。

例えば、被占領期における民族教育の抑圧、弾圧の過程は、占領権力の指令ないしは了解においてなされたとしても、その根底における戦後公教育体制の排外主義的側面、国民国家に包摂された教育の定在様式を否定するものではないであろう。換言すれば、戦後教育改革によって確立された戦後公教育体制は、近代国家における公教育という存在様式－国家〈内〉教育という構造－から決して自由でなかったことを確認する必要がある。まさに、教員〈処分〉の論理構造は、その確立期にあって、つまり戦後教育改革において、そうした側面を明瞭に示しているように思う。

次章以下では、こうした点をふまえながら、戦後教育においてみられた教員〈処分〉の実体とその問題点に関して論じようと思う。その際、本稿では、「教職適格審査」と「教員レッド・ページ」を対象として論をすすめていくことにした。戦後教育改革の歴史的構造とその問題性、あるいは、戦後公教育体制における教育支配の構造の租型が、以下の分析において明らかにされる

であろう。また、現在の公教育体制それ自体の分析視角の一端が論理的に見い出せるように考えている。

(元井)

第2章 教職適格審査における戦後教育改革の二面性

被占領期における教職適格審査に対して、一般に軍国主義教育を払拭するために行われたという理解がなされているようである。しかし、われわれは今回の研究を通して、これとは異なった見解をもつに至った。すなわち、単にその目的だけではなかったということである。

具体例を挙げれば、大阪府教員適格審査委員会における「保留」事例が見出される。¹¹⁾これは、1946年10月9日に一名、同月23日に二名「保留」処分を受けているものである。この「保留」は一時的なもので、のち彼らは適格となっている。しかし、たとえ一時的でも、なぜ彼らはこのような処分に付されたのだろうか。この事例の『適格審査判定調』によれば、彼らは戦前「青年教師団」の活動家であったとされている。しかしこれは戦時期において軍部によって解散させられた団体でもあり、不適格事由となる所属団体ではない。そこでもっとも着目せねばならないのは、彼らがこの審査中、教育労働組合の中核となって活動していたという点である。

このことは、日本側に限っていえば、旧支配層が過去の教育支配イデオロギーを敗戦後も引き継いだという側面と、民衆の側にそのイデオロギーが浸透し、戦前・戦後を通じて再生産が続けられていたという側面との二つから考えてみなければならない問題となろう。

このように、教職適格審査と教員〈処分〉に

ついて研究することは、戦後の公教育支配構造の起源を探るうえで意味をもっている。

教職適格審査に関する先行研究は多々ある。しかしここで、われわれとはまったく異なる立場から教職適格審査に言及している論文も紹介しておこう。「(不適格理由として) 体罰を与えたとか、独断的学校経営、授業への不当な介入とか、雪上裸足で神社までかけあしさせたとか、職員に対して専制的であるとか、職員会議の意見無視、超過勤務強制、生徒に清掃を強制等、枚挙にいとまがない。よくみると軍国主義、超国家主義とは何の関係もない理由であった。」²⁾(傍点筆者) どれもこれも、戦時下におけるイデオロギー形成とは無関係というのだろうか。またこの論文の他の箇所では、GHQの占領目的を全面的に民主主義徹底のための政策であったと評しているが、この点も疑問である。

それでは、以下において、われわれの視点を明らかにしつつ、教職適格審査と教員<処分>の問題を考察したい。

(一) 教職追放の根拠法令とその経緯について

1945年10月10日付毎日新聞では、水戸高校生らが、戦時中“軍隊式教育”をモットーとした校長の退官を、文部省に対して陳情したということが報じられている。この記事から、軍国主義者等の追放を要望する民衆の声が存在したことの一部がうかがい知れる。同記事には文部次官談話として、「今後は嚴重に軍国主義教育を払拭するやう適当な措置を講じたいと思ふ」とある。そしてこれに反する校長に対して「その地位から離れてもらふ」としている。また「全国教職員の大移動を行」うともある。しかし、ここからはのちの教職追放令に示される厳格なく処分>構想は見出されない。教職適格審査によ

る不適格者は、教職からの完全な排除はもとより、恩給・年金権もはく奪されたのである。この問題への最初のメスは、GHQによっていれられたことになる。

ここで、教職適格審査に関連する重要な指令・法令を列挙しておこう。

1945・10・22 日本教育制度に対する管理政策覚書 (GHQ 指令)

………… (a)

10・27 教育者中より本業としての陸海軍人たる経歴を有する者等の整理に関する件 (文部次官通牒) ……… (b)

10・30 教育及教育関係官の調査、除外、認知に関する件覚書 (GHQ 指令) …… (c)

12・15 国家神道と教育との分離に関する覚書 (GHQ 指令) ……… (d)

12・31 修身、日本歴史及び地理停止に関する件覚書 (GHQ 指令) ……… (e)

1946・1・4 公務従事に適せざる者の公職より除去に関する件覚書 (GHQ 指令) …… (f)

5・7 昭和21年勅令第263号 (昭和20年勅令第542号「ポツダム」宣言受諾に伴い発する件に基く教職員の除去、就職禁止及復職等の件)の施行に関する件 (閣令、文部、農林、運輸省令) ……… (g)

1947・1・4 公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令 ……… (h)

1・4 昭和22年勅令第1号施行に関する件 (閣令、内務省令)

- ………… (i)
- 5・21 昭和22年勅令第542号に
 基く教職員の除去及び就職禁
 止等に関する政令 ……………
 (j)
- 5・21 「教職員の除去及び就職禁
 止等に関する政令」施行に関
 する規制（共同省令）…………
 (k)

(a) (b) での趣旨を具体化して (c) が発せられ、ここではじめて「教職適格審査」構想がうちだされる。

一般公務員が対象の公職追放に関してはじめて出された指令である (f) は、四大教育指令 (a) (c) (d) (e) がすべて出されてから発令されている。このこと自体、教育が一般公職とは別の枠組みのなかでとらえられていたことを物語っている。

この教育の個別性については、法体系のうえからも分析されている。「いわゆる『教職パーヅ』は、公職追放とやゝ類似した点もあるが、全然その根拠法令を異にし、追放の原因、追放指定手続及び効果も異なる」⁽¹⁾ すなわち、公職追放は (f) を基にした (h) を根拠法令としているが、教職追放の方は (a) と、(g) の改正法令である (j) が根拠法令となるということである。また、「(教職追放は) 公職追放よりも厳格」であるが、「公職追放ではないから、公職追放者に禁止されている『政治上の活動』や『公職者に対する支配力の継続』や或は又『言論報道機関への関与』等は差支えない」⁽²⁾ とするなど、両者の相違が明らかになっている。

(a) から (g) に至る約半年間には、さまざまな紆余曲折がうかがえる。⁽³⁾ それは決して、日本側にとって前向きな姿勢ではなかった。厳格な審査を要求する連合軍側に対して、文部省側が

教職追放自体を過小評価していこうとしたのである。この点については次のような指摘があるので紹介しておきたい。「当時の教育界の風潮は、マーク・ゲインが記すように、民主主義教育も『東京からの命令の来次第』という教師の姿勢に象徴されていたといえよう。そこには、過去の誤った教育をただし、新たな教育を主体的に構築しようとする姿勢はない。教員のみならず戦争へのめり込む指令を次々と出した教育行政を担当する機関もまた自らを変えることなく、『進駐軍の命により』式の通知を繰り返し学校へ送るだけであった」⁽⁴⁾。

(二) 教職適格審査の実態における二面性

教職不適格になる事項とは、(g) の別表第一・第二を要約すれば、○軍国主義者 ○極端な国家主義者 ○占領目的への違反者 ということになる。ここで注目せねばならないのは、「占領目的違反」という項目である。なぜならば、この項目によって“軍国主義者・国家主義者”の追放ではなく、レッド・パーヅがなされた判例があるからである。⁽⁵⁾

これは、この項目の内容が変化してゆくあいまいなもの、すなわち極めて恣意的なものであったことを意味する。もともと、「占領目的」とは、実に明瞭に「日本に民主主義を」という意味であるとうけとることのできる言葉であった。(a) が発令された翌日の毎日新聞には次のような記事がある。「政治上、民生上および宗教上の自由に関する拘束のない討議が奨励されねばならず学生、教師その他の職員が教育課目の内容に関し理智的かつ批判的に評価を行ふことが望ましい、占領軍の目的および政策に関しても討論を行ふことを奨励すべきである」(民間情報教育部長ケン・R・ダイク大佐談)。

要するに、教職追放について、従来、軍国主義者・超国家主義者に関してのみとらえられていた側面に加えて、「占領目的違反」という側面を重視していかなければならないといえるだろう。

(三) 教員<処分>論としての評価

適格の可否は、(g)の「別表第二」該当者は

自動的に不適格、「第一」該当者は審査にかけられたうえで判定が下されることになっていた。また、審査をより厳密に徹底させるため、文部大臣の命令によって再審査をさせることも可能であるとされていた。そのほか、審査に関する投書を広く呼びかけるということもなされた。⁽⁸⁾

別表第二 (審査委員会の審査判定によらず自動的に指定を受くべき者)						別表第一該当者 (審査委員会の審査判定に従って指定を受くべき者)					
六	五	四	三	二	一	六	五	四	三	二	一
<p>公職追放令の改正(一九四七、一、四 勅)に伴ない別表第二の二に該当として追加指定(一九四七、一、十三 発通)</p> <p>○ 特殊な国家主義的団体、暴力主義的団体、又は暴力的団体の都道府県、市区町村支部の有力者</p> <p>○ 大日本青年学生同盟：六六支部支部長、事務局長及び事務局各部長、協力会副議長</p> <p>○ 大日本青年学生同盟：六六支部支部長、副議長、秘書、本部長、各部長</p> <p>○ 大日本政治会：都道府県支部の支部長</p> <p>○ 大日本政治会：都道府県支部の支部長</p> <p>○ 大日本青年学生同盟、大日本同盟同盟以外の団体</p> <p>○ 総務、別働隊、会、副会長、理事、副理事、有力な活動をした理事として随同</p> <p>○ 昭和十二年七月七日から昭和二十年九月二日までの間に地位にあった者</p> <p>帝國在郷軍人全都市区町村聯合会、市区町村分会長</p>	<p>昭和十一年七月七日から二十九年九月二日までの間、特定の官職(内務省警務局、文部省思想局、数学期、国民精神文化研究所、報局の各担任責任者、特高警察、思想警察隊隊長等)を通じて二年以上居た者</p>	<p>昭和十一年七月七日以降、特定の学校又は教育施設(拓殖師範学校、東洋同文書院、滿州國国大、聖徳神成所、滿蒙開拓指導員養成所、神職養成学校等)を卒業した者</p>	<p>職業軍人ではないが一〇年以上本業として陸軍又は海軍に勤務した者</p>	<p>すべての職業軍人</p>	<p>連合國憲司令部によって個人的に懲免の司令を受けた者</p>	<p>編纂、講演、著述、論文等言論、その他の行動によって左の各号の一に当る者</p> <p>侵略主義あるいは好戦的國家主義を鼓吹し、又はその宣伝に積極的に協力した者、または学識を以て大連通匪政策、東亞新秩序その他に類似した政策や滿州事変を形勢又は今次の戦争に理論的基礎を与えた者</p> <p>独裁主義又はナチ的ファシストの全体主義を鼓吹した者</p> <p>人種的理由によって他人を迫害し、又は排斥した者</p> <p>民族の優越性を鼓吹する目的で神道思想を宣傳した者</p> <p>自由主義、反軍国主義等の思想を持った者又は何れかの宗教を信する者その思想又は宗教を理由として迫害又は排斥した者</p> <p>右の何れにも当たらないが軍国主義あるいは特殊な國家主義を鼓吹した者、又はその様な傾向に適合して教育者としての勤務を欠くに至った者</p>	<p>昭和十一年一月一日以降において、日本國下において自領された連合國の領土内で日本軍の陸隊の下等向上の探検あるいは海軍探検を指揮し又はこれに参加した者</p>	<p>軍国主義又は國家主義的意圖をもって教用圖書又は教育に関する刊行物の編纂に当たった者</p>	<p>官公吏であつて、その職務を行ふに際し宗教を迫害し、又は強圧した者</p>	<p>連合國軍の日本國の目的と政策に反対の意見を公表し、又は右の目的と政策に反対させるために他人を指導した者</p>	<p>ナチ政権あるいはファシスト政権又はその機關の顧問、嘱託その他これと特別の關係をもち、その政策を行ふことに協力した者</p>

阿部彰「人事刷新と教員適格審査」『戦後地方教育制度制立過程の研究』風間書房 1983 P454~456より抜粋

しかしこのような動きとは裏腹に、審査委員会の人選そのものから日本側教育関係者たちの「事なかれ主義」が始まっていた。委員は「大物」校長に委ねられたり、大部分は大日本教育会の影響力を残す編成にされていた。GHQの意向で、千葉県の民主的な委員構成（労組代表、一般教員等を編入）が宣伝されたあとでも、「穏健な人」で埋めようとする傾向がみられた。⁽⁹⁾

われわれは、この〈処分〉は、連合軍と、占領権力による間接統治のもとでの日本の支配層権力との二重構造のなかでなされたものと考ええる。占領体制への反抗は、同時に日本の支配階層への反抗とみなされてゆき、そこで〈処分〉が行われる。このようにして、戦後教育支配の基盤が形成されていくことになる。その背景には、「日本に民主主義を」という占領目的の内に「アメリカ式民主主義の日本への移入・定着」という本音があったことがみてとれる。「占領目的違反」とは、その恣意をまっとうするための万能薬として作用したのだといえる。

これらのことからより強く認識されるのは、「教育だけは社会体制を越えて独立している別個の領域」という命題自体、支配する側によって作りだされたイデオロギーだということである。当時の支配層がアメリカ占領軍であっても、民衆からの視点によっては日本帝国主義旧支配層から連なる教育支配がなされていたのである。それは、支配を強化しようとする連合軍側という新支配層と、戦争責任に対して反省できず、ある種の諦観のなかにあった旧支配層との対比の図であった。このことは、朝鮮人教員に対する教職追放においていっそう明らかなものとなる。⁽¹⁰⁾

われわれは〈処分〉という事実をめぐる権力・民衆との諸関係を問い直してゆかねばならない。その意味で教職適格審査により〈処分〉

された人々を歴史的存在としてとらえ直さねばならない。

(四) 追放の解除とその歴史的意味

1952年4月9日、法律第79号「教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律」が公布され、平和条約の最初の効力発生の日（同年4月28日）から施行された。ここに至るまでに教職適格審査は、1951年から緩和政策がとられていく。これは、軍国主義者・超国家主義者の排除よりも（彼らのうち、味方につけられる者はつけて）、反共政策を重視していくためであったと考えられる。

教職追放についての行政的救済措置としては、再審査請求ができたものの、究極的にはこの追放解除が自動的にその役割を果たしたとみられる。政府によって発表された公職追放解除者数は、1951年6月に2,068,960名、同年8月613,904名であった。この時期、教職追放者も解除を受けていく。「教職不適格者として教職追放を受けた者は5,367名であった。同年7月4日の第1次教職追放解除298名が発表され、以後14回にわたって計5,036名が解除された。解除されなかった者は、戦争犯罪者14名、占領政策違反者16名、旧朝連役員160名、職業軍人130名、その他11名計331名であった」。⁽¹¹⁾

しかし、それ以前に、〈処分〉されたことに対する不服を司法に訴えている例が、1950年4月20日判決（京都地裁・却下）一件しか見出されない。⁽¹²⁾これは、教職適格審査が実施される前に、すでに115,778名の教職員が自主的に退職している⁽¹³⁾ことと併せて考えてみなければならぬだろう。そこには、戦場に子どもを送り出したことに対する、民衆の側からの自責の年が、存在したのであろうか。⁽¹⁴⁾われわれはこの仮説をさらに検討していかねばならない。（林）

第3章 レッド・ページと教員 ＜処分＞の戦後的体制 の形成

(一) レッド・ページと処分・裁判

1945年～52年の間の教員＜処分＞に関する裁判事例を検討すると、その過半数がレッド・ページであることが認められる。そこで、この章では、教員＜処分＞からみたレッド・ページについて考察することによって、国家が＜処分＞によって教育支配を確立していく、その戦後的構造を明らかにしようとするものである。

教員のレッド・ページに関する先行研究は、阿部彰氏の「軍政部による教組活動への規制とレッド・ページ」⁴¹⁾をはじめいくつかある。その中でも、教員のレッド・ページとその裁判に焦点をあてているものに、川口彰義氏の「教師の『レッド・ページ』裁判」⁴²⁾、明神勲氏の「教員レッド・ページ裁判の検討」⁴³⁾と牧証名氏の「レッド・ページ裁判」⁴⁴⁾がある。

しかし、裁判・判例は裁判所の登載委員会によって、掲載するかどうか決められるため、すべての判例が公表されるわけではない。そのため、教員のレッド・ページに関する裁判でも、確認されないでいる裁判がまだいくつかあり、判例研究には限界がある。先の先行研究でも、レッド・ページ裁判の件数はまちまちである。⁴⁵⁾

今確認できるところでは、地裁へ提訴したのが11件118名(大学以外の地方公務員のみ)で、判決の内容は、却下40名、棄却85名(14名は却下と重複)、認容6名となっている。⁴⁶⁾ 結局、約1千人から1千2百人⁴⁷⁾の教員がレッド・ページを受け、その中で裁判によって最終的に処分取消しとされたのは6名、他の救済措置に訴え、処分取消しとされた者を含めても50名を下まわる。⁴⁸⁾ 多くの者が涙を呑んだことになる。また、

静岡地裁で明らかにされているように、「本件処分により退職した者のうち、かなり多数の者が昭和25年4月から昭和29年2月にかけて、被告委員会より復職を許され教職に戻ったが、その際いずれも爾後共産党に関係せず、且つ組合活動に従事しないことを誓約させられている」。⁴⁹⁾ 処分取消しがなかったとしても、人間の思想・信条や活動まで左右してしまう行政の力を指摘できる。＜処分＞によって、人間の意識内部にまで浸透する国家の力が、そこにあるといっただけよい。

レッド・ページにかんする＜処分＞のほとんどが1949年10月1日から1950年2月15日の間に遂行されている。裁判は、秋田地裁の1950年10月3日から最高裁(静岡の事件)の1975年5月1日までの25年間にも及ぶ。レッド・ページは、被占領期での事件であり、超法規的存在である占領軍の力が背景にあり、それに抵抗できないと当時諦めたり、組合の力が低下しており裁判闘争の運動が組織できなかったり、というような事情の下、提訴自体が＜処分＞から10年以上たってからという例もいくつかある。

以上のように、レッド・ページ裁判は、戦後20数年に及び、戦後教育裁判の方向を示しながら大きな影響をもったと推測できる。そこで、具体的にどのような方向を示し、影響をもったのかみていくことにする。

(二) レッド・ページの実際

被占領期における教員のレッド・ページは、マッカーサーの「経済九原則」により44,420人の教職員定数削減が発表され、行政整理が推進される一方、激化する教員の組合活動・政治活動を制限する動きの中で起こった。

教員のレッド・ページを特徴づけるとすれば、行政整理という面からではなく、「教師の政治的

信条とそれに基づく行動に対する思想弾圧」⁽¹⁰⁾ととらえることができる。これを裏付けるのに、静岡県や神奈川県の場合がある。⁽¹¹⁾いずれも「過員を生じた」という理由で〈処分〉を出しているにもかかわらず、翌年には〈処分〉数を上回る教員を採用している。⁽¹²⁾その背景には、新学制発足以来の深刻な教員不足があったことが指摘できる。

しかし、実際の〈処分〉にあたっては、政治的色彩を帯びるのを避け、定数条例を設けて「過員を生じた」という理由で〈処分〉を下すか、「教職不適格」者というレッテルによって〈処分〉を遂行した。各県の整理基準に共通しているのは、職務を遵守し、中立に徹する教育公務員像を描いていることである。品行方正な「聖職者」としての教育公務員像が、「教職不適格」かどうかの判断基準となった。

提訴した原告側の中に、整理基準は抽象的であるがゆえに処分権者が自由に該当者を定めることができるという主張があった。これに対し裁判所は、整理基準はある程度の具体性があり、処分権者の自由裁量を制限し、休職処分の基準たり得ると判断を下している。⁽¹³⁾「勤務を怠るもの」「欠勤遅刻早退の多いもの」など一般的に抵抗なく受入れやすい基準であったと考えられる。ここには、戦前からの教師像を戦後そのまま引き継いだ国家の意志が表されている。あからさまなかつ直接的な〈処分〉による教育支配ではなく、「中立」性をまとまった政治的イデオロギーによる支配体制の中で、国家意志を貫徹させていったところに、教員〈処分〉の戦後の構造を指摘できる。

ところで、こうした政治的中立性というイデオロギー的な国家支配の実現において民衆（親たち）の動きとの関連をみなければならない。すなわち、民衆が、「教職不適格」とみなした教

師の追放を要望した時、国家はあくまでも国家意志をもって、その処置にあたるのだが、表向きは民衆側からの要求に答えるという仲裁役を演じるのである。

実際、裁判判例の中にも、「教職不適格」と親たちがみなした教師の授業を子どもたちに受けさせない、という事例がある。これは、学校運営に支障をきたした、という理由で「教職不適格」だと判断されたのである。⁽¹⁴⁾

また、「赤い先生」の私行非難－大阪三国中でPTAが問題化－という見出しでPTA役員が、「赤い先生」のことを問題にしたという新聞記事がある。（1949年7月27日付、毎日新聞・大阪版）これらが、追放の1つの動きを作り出している。

レッド・ページにあたっては、新聞などで反共キャンペーンを繰り広げながら、民衆の中に政治活動をする教師を「教職不適格」だとみなさせ、追放すべきだという意識を形成していった。

（三）レッド・ページ〈処分〉の歴史的評価

教職追放は、占領軍による超法規的措置によるものであったのに対して、レッド・ページの場合は、戦前以来の法令改正を利用して、〈処分〉を行ない戦後体制を形成していった点に特徴がある。すなわち定数条例、整理基準のいずれも、その法的根拠となったのが「官吏分限令」である。しかし、それを準用することは、戦前と戦後の過渡的な措置であったといえる。

戦前の天皇制国家の下で作られた「文官分限令」（明治32年勅令第62号）の中身をそのまま引き継いだ「官吏分限令」が、日本国憲法・教育基本法体制の中で準用されたことに対する違憲性は、一連の裁判の中で主張されつづけた。

地方公務員法（1950年12月13日公布）が定められるまでは、公立学校の教員は、都道府県の一般吏員の例により「官吏分限令」の規定が準用されると定められていた（教育公務員特例法施行令第8条、地方自治法附則第5条、地方自治法施行規程第32条第1項）。また、「官吏懲戒令」も国家公務員法の一部改正（1948年12月3日）によって廃止されたが、地方自治法附則第5条第1項の「別に普通地方公共団体の職員に関して規定する法律が定められるまで」という条項により、地方公務員に対しては、効力が持続していた。地方公務員法が、1951年8月13日⁽¹⁵⁾に施行されるまで、戦前の旧法令を戦後体制に合わせて法的に瑕疵がないように運用した。

地公法が制定されるまで、地方公務員の地位を有する教員に対して処分規範がなかったにもかかわらず＜処分＞を下した。⁽¹⁶⁾そこに、戦前的な弾圧性が見出されることも指摘しておくべきであろう。もちろんそこには、占領権力が介在していたのだが、戦前法令である「官吏分限令」を準用することが、支配者側には矛盾するものとしてとらえていないことが問題である。戦後日本における公務員法制は、戦前の官吏法制を引き継いでおり、支配の本質も変わっていない。「官吏分限令」を準用してできた各都道府県の刷新基準要項は、地公法に受け継がれていった。

戦前の法令である「官吏分限令」が準用されたということの問題性だけでなく、「官吏分限令」の準用は、あくまでも地公法が制定されるまでの過渡的な措置であったにもかかわらず、本質においては＜処分＞による支配が、戦後の憲法体制にも通じていることが問題である。

「官吏分限令」の準用の可否が裁判でも論争点となっている。「官吏分限令」の11条1項4号

の「官庁事務の都合により必要あるとき」という事由で＜処分＞が出されたのだが、裁判所では、その準用には瑕疵がないものと判断された。ただ、「官吏分限令」による＜処分＞にあたっては、任命権者の自由裁量ではなく、法規裁量に属するものだとし、「教職不適格」かどうかの判断基準が、裁判所によって示されている。その中には、佐賀地裁のように「地方公務員たる教育公務員が、日本共産党又同党の熱心な支持者であることは、官吏分限令の準用による休職処分の正当事由に該当する。」⁽¹⁷⁾という判断を下している例もある。しかし、戦後の憲法体制において、いかなる政治活動・結社・表現の自由も保障されている限り、そのような判断は、違憲といわざるをえないだろう。

佐賀地裁のような極端な判例は別として、全体的にみると、教育公務員の基本的人権には、制約があるとして、特に政治的中立性を判断基準としている。学校運営に支障をきたすものも「教職不適格」の基準としている。これらのことから、教育公務員は国家のエージェントと位置づけられていることがいえるであろう。

なお、教員のレッド・ページが教職不適格審査のため定められた1947年（昭和22年）政令62号および同令施行規則を処分規範とすることが、天野文相から明らかにされていたが（1950年9月27日）、教員のレッド・ページは、事実上それまでに終了していたためにこれによる＜処分＞は行なわれなかった。⁽¹⁸⁾

以上のことから、被占領期というアメリカの力を背景にして、レッド・ページがすすめられたという特殊性はあるが、教員の＜処分＞の中にこめられた国家意志が認められる。それは、レッド・ページという政治的な＜処分＞だけでなく、非政治的な一般＜処分＞にも言及できる。こうして、教育公務員像を確立していくことに

よって、「教職不適格」者をパージする構造が戦後直後から構築されてきたとみることができる。そこから、戦後の公教育における国家の教育支配構造の一端を明らかにすることができるだろう。

(原 沢)

終章 今後の課題に関して

戦後教育改革における教員〈処分〉の実態的分析を「教職適格審査」と「教員のレッド・パージ」の展開過程を通して試みた。われわれは、教員〈処分〉の戦後的構造について、その「租型」を被占領期における教育改革の過程に求めるという接近方法を採用した。このことは、単に教員〈処分〉の戦後的体制の分析というだけでなく、戦後公教育体制における教育支配の構造と論理を分析するために有効であると考えたからである。現在の教員〈処分〉の論理に典型としてみられるような教員の「適格性」という基準は、戦後教育改革において確立されたように思われる。その意味から、改めて戦後教育改革の歴史的構造分析は論究される必要があるとも考える。以下では、戦後教育改革の分析視点に関して、教員〈処分〉の構造から捉えられる方法上の問題を今後の課題として指摘しておきたい。

第一に、被占領期における法制上の問題としての戦前法令の適用に関わってである。これは、憲法－教育基本法体制に対する矛盾という指摘だけでなく、法運用において形成される教育支配の秩序の問題として捉える必要がある。つまり、公教育における教育支配の論理と関連させて理解すべきことである。

第二に、教員〈処分〉の分析が、従来、教育

権論的方法のみによって行なわれてきたことの反省である。教員〈処分〉に関する法制度論的分析においては、教員〈処分〉が、その本質構造として教育支配の論理を有している点が軽視されるように思われる。教員〈処分〉の過程は、公教育における教育支配の諸契機の連関の渦中にある。その意味で、教育政策論や教育運動論との連関においてなされる公教育の総合的分析を通して行なわれるべきである。そうした方法意識にたって、改めて戦後教育改革の問題が分析される必要があるし、戦後公教育の構造が分析しえるように思う。

第三に、戦後教育改革と教育支配の連関構造に関する教育史分析における方法意識の問題である。戦後教育改革に関して教育史分析は、その実証的側面において多くの成果をあげている。しかし、教員〈処分〉に関連して指摘するならば、個別具体的側面の実証研究が戦後公教育体制における教育支配の構造と十分に連関させられていないように思われる。

この点、われわれが本稿で試みた「教職適格審査」の分析において敷衍すれば、教職追放解除者の指定は、いかなる政治的判断においてなされ、それが、その後の教員支配の構造と関係するのかが問われなければならないように思う。また、そうした方法意識を欠落させたままでは、戦後公教育の本質的理解は、不可能であると思う。

限られた紙幅のため、まだ論究しきれていない点も多く残されており、不十分なものとなったが、そうした点を含め今後の研究をふまえて、改めて報告したいと考えている。

尚、戦後の公教育における教育支配構造の分析について、教員〈処分〉論という視点から共同研究を、本稿の執筆者を中心に行なっている。その一応の成果を、「教員〈処分〉論の構成と

課題」と題して、日本教育行政学会第22回大会で行なった。

本稿は以上のようなわけで、上記主題で公表をした研究活動の予備的検討という性格をもっていることを付言しておきたい。

(元 井)

第1章 注

- (1) 鈴木英一『日本占領と教育改革』、勁草書房、1983年。久保義三『対日本占領政策と戦後教育改革』、三省堂、1984年、等。
- (2) 藤原彰「現代史序説」、『岩波講座 日本歴史22 現代1』、岩波書店、1977年、6頁。
- (3) 山本 馨「教職員管理の論理と構造」、『教育のなかの国家』、勁草書房、1983年、162頁。

第2章 注

- (1) 赤塚康雄「教員適格審査と姿勢の転換」『研究紀要第1号 戦後大阪市教育史 (I)』、大阪市教育センター、1985年、146頁。
- (2) 山本礼子「占領下の教職追放について CIE 再審査委員会の審査記録から」、『学校経営』、1986年10月号 第一法規、104頁。
- (3) 高橋真清『追放者の行動の限界—公職追放令の禁止規定を中心として』、みのり書房、1948年、22頁。
- (4) 同前書、23頁。
- (5) 鈴木英一『日本占領と教育改革』、勁草書房、1983年。
- (6) (1) 前掲書、『研究紀要第1号戦後大阪

市教育史 (I)』、137頁。

- (7) 川口彰義「教師の『レッド・ページ』裁判」、本山政雄・川口彰義・榊達雄・柴田順造『日本の教育裁判』、勁草書房、1974年、33頁。

綿貫芳源編『教職員処分判例集1』、ぎょうせい、1978年、384頁。

「北海道標津郡中標津町公立中学校教員免職処分に対する審査決定取消請求事件」(1957・2・27釧路地裁) 原告の同校教員が1952・8・15付で分限処分に付され、1954年に処分取消を求めて提訴した。しかし原告は連合国によって発行を停止された出版物(日本共産党関係)を所持していたことは「連合国の占領目的を阻害する違法な行為」であるから、免職処分は正当と判定されている。

- (8) 阿部彰「人事刷新と教員適格審査」、『戦後地方教育制度成立過程の研究』、風間書房、1983年、442頁。
- (9) 同前書、440頁。
- (10) 占領軍は1947年11月以降、在日朝鮮人に対し「日本の法令に服するべき」旨の司令を出していた。そして1948年1月26日「朝鮮人の学校の教職員の適格審査について」が出された。このような占領軍・日本支配層による政治的支配のもとで、1949年の「朝鮮人学校に対する措置について」の通知により民族学校閉鎖が強行される。
- (11) 阿部彰「戦後の教職員人事制度改革」、『日本近代教育百年史I 教育政策(1)』国立教育研究所、文唱堂、1973年、1237頁。
- (12) 「教職適格審査取消請求訴訟事件」、『行政事件裁判例集』、1091~1095頁。

- (13) 前掲書、『日本占領と教育改革』、71頁。
- (14) 前掲書、『研究紀要第1号戦後大阪市教育史（I）』、149頁には次のような報告がある。
「同和教育を強力に推進しながら、同和教育の本質を見抜くことができなかつたが故に『戦争に躍った教育家の一人として直ちに退職せねばならぬ』と辞職願を提出し、その後和歌山の由良山中にひきこもつた京都市の伊東茂光のような教師は大阪にはいなかった。」

第3章 注

- (1) 阿部彰『戦後地方教育制度成立過程の研究』、風間書房、1983年。
- (2) 本山政雄・川口彰義・榊達雄・柴田順三『日本の教育裁判』、勁草書房、1974年。
- (3) 教職員レッド・ページ三十周年記念刊行会編『三十余年の星霜を生きて』、あゆみ出版、1983年。
- (4) 森田俊雄編『国民教育運動4 教育裁判闘争と憲法、教育基本法』、明治図書、1971年。
- (5) 川口氏は地裁8件、高裁4件を挙げ、明神氏は地裁12件、高裁8件、最高裁2件を挙げている。永井憲一氏によれば、地裁5件、高裁2件を挙げるに止まっている。(大学以外の地方公務員に関する件のみ)『国民の教育権』、法律文化社、1980年、参照。
- (6) 前掲書『三十余年の星霜を生きて』、45～49頁参照。明神氏が挙げている判例の中で『行政事件裁判例集』などで確認できない判例が地裁2件、高裁3件、最高裁2件あった。
- (7) 鈴木英一『教育行政－戦後日本の教育改革－第3巻』、東京大学出版会、1970年、96～97頁参考。その他前掲書、『三十余年の星霜を生きて』や毎日新聞・大阪版〈1949年版〉参考。
- (8) 前掲書、『三十余年の星霜を生きて』、46～47頁参照。
- (9) 編集代表・綿貫芳源『教職員処分判例集』、ぎょうせい、1978年、5151頁。
- (10) 前掲書、『日本の教育裁判』、44頁。
- (11) 静岡県では、67名の〈処分〉者を出したが、そのうち数名の例外を除いては、全員共産党員またはその同調者もしくは活発に組合活動を行っていた者であった。前掲書、『日本の教育裁判』参照。
- (12) 静岡県では、1949年10月8日付で67名を分限免職処分に附した。しかし、翌年1950年3月に、静岡県教職員定数条例(1949年10月1日施行)を一部改正し、小学校で458名、中学校で309名の教職員が増員され、同年7月さらに増員されていることが静岡地裁で明らかにされている。同前書、5147頁参照。神奈川県でも同様の例がみられる。
- (13) 東京地裁1950年4月30日判決文による。同前書、6288～89頁参照。
- (14) 釧路地裁1957年2月28日判決文による。同前書、541～550頁参照。
- (15) 地方公務員法が公布されたのは、1950年12月13日であったが、条項によっては施行日が異なっていた。任用・分限に関する条項が施行されたのは公布から8ヶ月後であった。
- (16) 静岡県では、助教諭に対する〈処分〉に国民学校令施行規則第109条、同令施

行細則71条が使われている。これに対する裁判所の判断は示されていないが、「官吏分限令」と同じ理由で通用されたものと思われる。ここにも戦前を引き継ぐ法体制がうかがえる。

- (17) 前掲書、『教職員処分判例集』、5107～08頁。
- (18) 前掲書、『日本の教育裁判』、28頁参照。上杉捨彦先生還暦記念日事業出版委員会『レッド・ページ反対闘争資料：1950年法政大学』、1981年、13～15頁参照。

前出以外の参考文献

- 鈴木英一『教育行政』戦後日本の教育改革第3巻、東京大学出版、1970年。
- 坂本忠一「戦後教育改革と教師像」、石戸谷哲夫・門脇厚史『日本教員社会史研究』、亜紀書房、1981年。
- 文部省審査関係法規研究会『教職適格審査関係法規と解説』、国立書院、1947年。
- 社団法人郷土教育会編『日本教育年鑑』、日本書籍株式会社、1948、'49、'50、'51年版。
- 文部省『終戦教育事務処理提要』、文泉堂、1980年。
- 磯田雄『ある教師の苦渋の回想—米騒動から勤評まで』、四季書房、1976年。